



ければならない。

(準学校法人の運営)

第9条 寄附行為認可後の準学校法人の運営にあつては、第2条から第7条までを遵守しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行し、改正後の第5条第2項は、同日以後に認可するものから適用する。

附 則

この基準は、平成30年8月7日から施行する。